

---

# 尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画

## 素案

【令和3（2021）年度～令和12（2030）年度】

---

2021（令和3）年1月

尼崎市

# 目 次

<b>序章 計画の策定にあたって</b>	1
1 人権についての基本的な考え方	1
2 人権文化いきづくまちづくり	3
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	4
<b>第1章 人権施策の展開</b>	5
1 つながり、支えあう人権尊重のまちづくり	6
(1) 地域でのつながりや支え合いの推進	6
(2) 関係機関の連携強化	6
2 人権侵害に関する相談と支援の充実	6
(1) 相談体制の充実と人権侵害の実態把握	6
(2) 差別の防止と偏見の解消	6
(3) 誰もが利用しやすい施設等の整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備	7
3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進	7
(1) 学校園等における人権教育	7
(2) 地域における人権教育・啓発	7
(3) 事業者（企業）における人権研修・啓発	8
4 市職員・教職員等への人権研修	8
(1) 市職員・教職員への人権研修	8
(2) 人権とかかわりの深い特定職業従事者等への人権研修	9
<b>第2章 尼崎市における個別の人権問題</b>	10
1 女性	10
2 子ども	12
3 高齢者	15
4 障害のある人	17
5 部落差別（同和問題）	19
6 外国籍住民	22
7 性的マイノリティ	24
8 さまざまな人権問題	26
(1) HIV感染者など	26
(2) ハンセン病患者など	26
(3) 新型コロナウイルス感染症など	26
(4) 刑を終えて出所した人など	27
(5) 犯罪被害者など	27
(6) アイヌの人々	27
(7) ホームレス	28
(8) 北朝鮮当局によって拉致された被害者	28
(9) 見た目問題	28

9	すべてに共通する人権問題（インターネットを悪用した人権侵害）	29
	<b>第3章 計画の推進に向けて</b>	31
1	計画の推進体制	31
2	進捗状況の点検	31
3	実態把握と市民意識調査	31

# 序章 計画の策定にあたって

## 1 人権についての基本的な考え方

人権とは？

- ◆ 人権とは、「すべての人が生まれながらにもっている、人間が人間らしく生きていくために誰からも侵されることのない普遍的な権利」です。

1948年に国連で採択された世界人権宣言の30の条文には、世界中のすべての人に保障されなければならない次のような権利が示されています。

• 自由平等	• 差別待遇の禁止
• 生存、自由、身体の安全	• 奴隷の禁止
• 非人道的な待遇または刑罰の禁止	• 法の下に人としての承認
• 法の下における平等	• 逮捕、拘禁または追放の制限
• 裁判所の公正な審理	• 無罪の推定、罪刑法定主義
• 私生活、名誉、信用の保護	• 移転と居住の自由
• 迫害からの避難	• 国籍の権利
• 基本的権利の侵害に対する救済	• 思想、良心、宗教の自由
• 意見、発表の自由	• 集会、結社の自由
• 参政権	• 社会保障
• 労働の権利	• 婚姻と家庭
• 財産の権利	• 休息、余暇
• 生活の保障	• 教育の権利
• 文化権	• 人権を守る社会的国際的秩序の確保
• 社会に対する義務	• 権利と自由に対する破壊的活動の禁止

出典：(一財) アジア・太平洋人権情報センター (ヒューライツ大阪) ウェブサイト  
<https://www.hurights.or.jp/japan/learn/>

また、世界人権宣言にうたわれた権利をより具体的に守っていくために、国連では国際人権規約をはじめとする人権諸条約が採択されてきました。日本も主要な人権条約の締約国になっています。世界人権宣言も、人権諸条約も、私たちが人間らしく生きるため、保障されるべき基準を示したリストです。国や自治体にはこれらの権利を守り、実現する責務があると共に、私たちにも、すべての人の権利を守る義務があります。自分の権利を他の人の権利を侵害するために使ってはなりません。また、特定の権利を他の権利より優先したり、取捨選択することはできません。人権は相互に関連しあっており、それらを総体として尊重することが必要です。

- ◆ 人権は個人相互の関係においても尊重されなければならないものです。私たちの身の回りには、さまざまな人権問題が存在しており、自分でも気づかないうちに他者の人権を侵害してしまう可能性があります。

特に感染症蔓延<sup>まんえん</sup>時等の緊急事態下や災害時においては、平常時には表面化しにくい人権問題が顕在化することから、日頃から自分と他者の人権について思いを巡らすことが大切です。

しかし、私たちは、ともすれば偏見にとらわれたり、他者の人権を侵害してしまうことがあります。だからこそ、「人権とはなにか？人権にはどのようなものがあるのか？」について学び続け、自らの偏見や差別心と向きあうことが必要なのです。

- ◆ 社会の中には、生活基盤が十分に保障されなかったり、暴力や虐待などを受けていたり、人権侵害を受けている人または受けやすい人々がいます。そのため、それらの人々の置かれている状況の改善を図るためにはさまざまな取組が必要となります。
- ◆ 取組にあたっては、国や自治体は人々の人権を保障する責務を負う立場にあり、人々のために国や自治体があるという大原則を踏まえることが重要です。本市が行うすべての行政施策は、人権尊重の理念に基づき進めていきます。そして、誰もが人権を尊重しようとするまちづくりに取り組みます。

## 2 人権文化いきづくまちづくり

### ～くらしやすいを「ふつう」にしよう～

誰もが自分の人権を侵害されず、暮らしやすいと感じることのできるまち尼崎を目指します。

- ◆ 「人権文化」とは、人権尊重の理念が、家庭・地域・職場・学校などにおいて生活文化として定着していることを意味します。つまり、日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを自然に感じたり、考えたり、行動することが定着した生活の有りようそのものをいいます。
- ◆ 「人権を尊重する」ということは、女性や子ども、障害のある人など、「人権を侵害されやすい立場の人」を保護したり支援したりすることだけに留まりません。あらゆる人たちの人権をより積極的に尊重し、すべての人の自己実現を保障する、well-being の理念を社会全体で共有することが大切になります。そのためには、人権を侵害されやすい立場の人（女性や子どもなど）のことを単に保護の対象として捉えるのではなく、一人の人間として捉え、「意見表明権」や「社会に参画する権利」や「自己実現」などあらゆる権利を行使できる主体として認める必要があります。
- ◆ 尼崎市では、誰もが権利を行使できる主体として認められ、暮らしやすいと実感できる、それがあたりまえになるまちを目指します。

well-being とは

ウェルビーイングとは、身体的、精神的、社会的に良好な状態を意味する概念で、幸福という意味合いで使われることもあります。

1946年に署名された世界保健機関(WHO)憲章の草案の中で、「健康」について以下のように定義され、その中にウェルビーイングという言葉が使われています。

「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態(well-being)にあることをいいます(日本 WHO 協会訳)」

つまり、ウェルビーイングとは、心身ともに健康であるとともに、社会において安心・安全感や満足感、幸福感を持ちながら生活できている状態を意味します。

### 3 計画の位置付け

- ◆ 本計画は、人権文化いきづつまちづくり条例第7条の規定に基づき、さまざまな人権問題に対する課題を横断的にとらえ、人権施策を総合的かつ計画的に実施するために策定しました。  
また、全ての行政施策を推進するうえで基礎となる計画です。
- ◆ 本計画は「尼崎市総合計画」とともに、SDGs（「誰一人取り残さない社会の実現」を基本理念に、「持続可能な開発目標」として国連で決まった令和12(2030)年までの全世界共通の17個の目標）の視点を意識して推進していきます。

### 4 計画の期間

- ◆ 本計画の期間は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。
- ◆ なお、計画期間中であっても、社会情勢の大きな変化や、実態が本計画と乖離する場合等には、必要に応じて計画の見直しを行います。

# 第1章 人権施策の展開

## 施策の展開方向

1 つながり、支えあう人権尊重のまちづくり	(1) 地域でのつながりや支えあいの推進
	(2) 関係機関の連携強化
2 人権侵害に関する相談と支援の充実	(1) 相談体制の充実と人権侵害の実態把握
	(2) 差別の防止と偏見の解消
	(3) 誰もが利用しやすい施設等の整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備
3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進	(1) 学校園等における人権教育
	(2) 地域における人権教育・啓発
	(3) 事業者（企業）における人権研修・啓発
4 市職員・教職員等への人権研修	(1) 市職員・教職員への人権研修
	(2) 人権とかかわりの深い特定職業従事者等への人権研修



# 1 つながり、支えあう人権尊重のまちづくり

## (1) 地域でのつながりや支え合いの推進

- ◆ 市民が互いにプライバシーを尊重しながらも隣人としてつながり、支え合える、よりよいまちの創造を目指します。市民が互いにつながり、支え合うまちでは、自分の居場所があり、尊重されていると誰もが感じることができ、暮らしやすいと実感できます。  
そうしたまちづくりの主役は市民です。市民が主体的に地域でつながり、支え合う関係を築き、よりよいまちを創造していけるよう、市民が自由に意見を表明する機会を設け、必要な情報提供や場づくりの支援に取り組みます。また、市民が自ら学習しようとする環境づくりを行い、学びの支援にも取り組みます。
- ◆ 市民や市民活動団体等の多様な主体が、互いに多様性を認め、地域においてつながり支え合えるよう、地域における各公共施設等を拠点とした地域交流を進めていきます。
- ◆ 日頃から地域で多様な人々がつながり支え合っていることにより、特に災害時など緊急事態下においては、社会的に孤立する人を無くし、必要な支援に早くつなげることができます。そのため、性別、年代、家庭環境等を問わずさまざまな人が集い、つながるコミュニティづくりに取り組みます。
- ◆ 異なる言語や文化、歴史的背景を持つ市民が共生する多文化社会の実現を目指すため、地域で交流ができる場の提供などの施策に取り組みます。

## (2) 関係機関の連携強化

- ◆ 人権施策を推進するにあたっては、市の各部局、関係機関等における情報共有とネットワークの強化に取り組みます。

# 2 人権侵害に関する相談と支援の充実

## (1) 相談体制の充実と人権侵害の実態把握

- ◆ 人権に関する各種相談窓口においては、相談員の人材育成に取り組み、相談場所や手法等について、より市民のニーズにあった効果的な運用を目指します。また、「あの窓口へ行けば相談にのってもらえる」と市民が認識できるよう、あらゆる機会をとらえ、多様な手法で相談窓口の周知を図ります。
- ◆ 外国籍住民への相談に応じる相談員については、外国人の文化や習慣について知識を有している人材が望ましいことから、そうした人材の発掘と登用に努めます。
- ◆ 相談事例等、市が把握した人権侵害や差別事象については、課題の的確な把握に努めるとともに、適切なタイミングで適切な支援が行えるよう支援体制の充実や関係機関との連携強化に取り組みます。

## (2) 差別の防止と偏見の解消

- ◆ インターネットを悪用した差別を助長する悪質な書き込みを監視するインターネットモニタリング事業や、ヘイトスピーチ対策、さまざまな人権侵害から子どもを守っていくための第三者機関の設置、性的マイノリティや外国籍住民など差別・偏見の対象となりやすいマイノリティと

の交流の場づくりなど、多様性を受け入れ、差別や偏見を許さない風土の醸成と、必要な支援が受けられるための取組を進めます。

### (3) 誰もが利用しやすい施設等の整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備

- ◆ 施設等においては、段差をなくす、性的マイノリティにも配慮したユニバーサルトイレを設置するなど誰もが利用しやすいよう、バリアフリーやユニバーサルデザインを意識した設計や運用に取り組みます。
- ◆ また、外国籍住民、障害のある人、高齢者などの情報弱者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、多言語や障害特性に配慮した情報提供、意思疎通支援など情報・コミュニケーションの支援に取り組みます。
- ◆ 特に障害のある人については、障害者差別解消法に基づき、障害のある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合、可能な限り社会的障壁の除去に向けた取組を行います。
- ◆ 災害時など緊急事態下では、避難所などにおいて、特に女性や子ども、外国籍住民、障害のある人、高齢者のほか、妊婦や乳幼児を持つ親などは、人権侵害を受けやすいことから、そうした人々の人権に配慮した施設整備、運営に取り組みます。

## 3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進

### (1) 学校園等における人権教育

- ◆ 子ども自身が自らを権利の主体であると理解し、尊重されていると実感することが重要です。そのため、児童の権利に関する条約の周知を基本として、子どもたちの発達段階や理解度に応じた人権教育を推進するとともに、虐待や貧困、不登校、ひきこもり、その他社会的支援を必要としている子どもへの支援を充実させ、すべての子どもが健やかに学び育つ環境づくりを進めます。
- ◆ 乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期です。就学前教育においては、他者とかかわりあいながら、相手を尊重する意識や思いやりの心を持つよう、さまざまな行事や集団生活、遊びを通して、乳幼児の発達の特性に応じた人権教育（保育）を進めていきます。
- ◆ 学校教育においては、生きる力や違いを認め尊重し合う態度や姿勢を育み、豊かな人権感覚が養えるよう発達段階に応じ、各教科や総合的な学習の時間等、教育活動全体を通して、基本的人権の尊重を基盤とした人権教育に取り組みます。また、いじめの問題については、道徳教育でいじめ問題を取り上げるとともに、組織的に早期発見や未然予防、迅速な事案対処ができる学校体制の改善など、学校全体での意識改革や体制づくりを進めます。
- ◆ また、子どもだけでなく保護者など家庭への人権啓発にも取り組みます。

### (2) 地域における人権教育・啓発

- ◆ 人が人として自分らしく生きていくためには、日々の暮らしの中で人権が尊重されていることが不可欠です。そのためには、一人ひとりがさまざまな人権問題について理解を深め、人権は他者の問題ではなく自分の問題であることに気づくことが必要になります。こうしたことから、市民が生活の身近な場で人権について学び続けることができるよう、さまざまなテーマの人権問題の講演会や学習会を実施します。

- ◆ また、市民主体の人権学習を進めるため、地域でグループによる学習会を行うとともに、学習会が市民の主体的な活動となるよう、人権学習のリーダー育成を行います。

### (3) 事業者（企業）における人権研修・啓発

- ◆ 事業者は、社会の構成員としてその事業活動に関わる者の人権意識の高揚に取り組むことが求められます。

企業には人権を尊重する責任があり、その責任は景気がよくないから後回しにしていいというものではなく、景気の動向に関係ない不動の大原則です。

近年、ビジネスと人権に関しては、自社だけでなく、製造を委託する工場などにおける人権侵害（強制労働や劣悪な環境での長時間労働等）についても注意をはらうことが求められています。その他、ハラスメントの防止、安全衛生の向上、採用や昇進における公正性の保証、日本人労働者と外国人労働者の労働条件の格差の解消、広告宣伝における差別的表現のチェック機能の整備など、多様な課題があります。

少子高齢化が進み、外国人労働者などの多様な人々が働く社会となっている中、誰もが安心して働き、能力を活かせる職場づくりは、事業者の責務であるとともに事業者の利益にもつながります。そのため、事業者が、ビジネスと人権に関するさまざまな人権問題への認識を深めるとともに、人権意識の高揚が図れるよう、市が事業者に対して人権研修・講演会を実施するなどの啓発に取り組みます。

また、人権問題に関する情報や資料の提供も行います。

## 4 市職員・教職員等への人権研修

### (1) 市職員・教職員への人権研修

- ◆ 人権を守り人権行政を推進する役割と責務を担う市職員は、さまざまな人権問題の知識を備えるとともに、日常業務の中で課題に気づく人権感覚と、対応するための技能や実践力が求められます。また、人権行政は特定の部局のみが実施するものではありません。保健、福祉、教育、建築・土木や消防などすべての行政分野において、すべての市職員が市民の人権を保障する責任を有しています。

このため、多様な人権問題に関する研修を実施し、市職員の人権感覚のかん養と人権意識の高揚に取り組みます。

- ◆ 人権行政の推進リーダーとしての役割を担う各課長については、人権問題研修推進員と位置づけて、毎年時宜に応じた人権研修を実施します。
- ◆ 新規採用職員については、人権に関する歴史的経緯など正しい知識が得られるよう重点的に人権研修を実施します。
- ◆ 教職員については、教育活動を通じて子どもが自らを尊い存在であると感じ、また他者に対しても同様に感じるように育成する指導力が求められます。

そのため、教職員が人権問題や人権教育に関する認識を深め、子どもの様子を敏感に察することができる感性を磨くことが大切であり、本市教育総合センターにおける研修や校内研修などを実施し、その資質と指導力の向上を図っていきます。

- ◆ また、体罰根絶に向けても、教職員研修を通じた人権意識の醸成を図っていきます。

## (2) 人権とかかわりの深い特定職業従事者等への人権研修

---

- ◆ 市職員・教職員以外にも、医療・保健関係者、福祉関係者（福祉施設や事業所等）のように、人権とかかわりの深い特定職業従事者等は、生命や健康、生活を守り支えるという重要な役割を担っています。また、虐待やDVなどの人権侵害を発見しやすい立場にもあります。
- ◆ このため、研修会や講演会を実施するほか人権に関する情報提供や啓発に取り組みます。

# 第2章 尼崎市における個別の人権問題

## 1 女性 (関連する計画：尼崎市男女共同参画計画；尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画)

### 【国の動き】

国内では昭和 60(1985)年に「女子差別撤廃条約」の批准を契機として、「男女雇用機会均等法」などの国内法が整備され、平成 11(1999)年には「男女共同参画社会基本法」が、平成 13(2001)年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」、平成 27(2015)年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されています。

国ごとの男女格差を図る指数として世界経済フォーラムが毎年発表している「ジェンダーギャップ指数」<sup>※1</sup>において、令和元(2019)年 12 月に公表された日本の順位は 153 か国中 121 位と低く、男女格差が大きいことが示されています。日本の順位が低い理由としては、4 つの分野(経済分野、教育分野、保健分野、政治分野)のうち、経済分野、政治分野が低迷していることが挙げられます。

### 【市のこれまでの取組と課題】

本市においては、「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、平成 12(2000)年に「尼崎市男女共同参画プラン」を策定し、平成 17(2005)年には「男女共同参画社会づくり条例」を制定しました。

この条例に基づき、「男女共同参画審議会」を設置し、男女共同参画計画の策定とその進捗状況を点検してきました。その結果、本市の審議会の女性委員割合が平成 29 (2017) 年度から 3 年連続兵庫県内トップ(H29(2017)：38.1%、H30(2018)：37.1%、R1(2019)：36.6%)になったことや、若年層に向けたデートDV(婚姻関係はないが、親密な関係にある恋人間で起こる暴力のこと)防止啓発に取り組む学校数が増加するなど着実な成果を上げています。

また、本市では男女共同参画推進の拠点施設として女性センター・トレピエを設置しています。女性センター・トレピエでは、就労・ハラスメント等さまざまな問題に対応する女性相談事業や各種啓発を実施しており、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。

しかし、平成 28(2016)年 8 月に実施した、誰もが生きやすいまちをめざした市民意識調査(以下「男女意識調査」という。)の結果によると、「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に対する不同意の割合は 53.8%と前回調査(平成 23(2011)年)の 47.6%に比べて高くなっているものの、同意の割合が 45.4%と半数近くになっており、育児や介護は女性が担うものという性別による固定的役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く残っている状況があります。

さらに、意識調査<sup>※2</sup>では、女性の人権に関して、セクシュアル・ハラスメント<sup>1※3</sup>やマタニティ・ハラスメント<sup>※4</sup>、職場での差別的な待遇が特に問題があると答える割合が高くなっています。

また、その他の人権問題、たとえば高齢者・障害者が直面する問題について、特に当



※1 「ジェンダーギャップ指数」：スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、4 分野の指標(経済分野、教育分野、保健分野、政治分野)から構成された男女格差を図る指数。

※2 意識調査：平成 30(2018)年度に実施した人権についての市民意識調査。詳細は尼崎市ホームページに掲載

※3 セクシュアル・ハラスメント：性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場や学校などの環境が不快なものとなったりすること。

※4 マタニティ・ハラスメント：妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うこと。

事者の女性は困難な状況に置かれることがあります。

こうしたことから、啓発や教育をはじめ男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するとともに、女性が企画・決定に参画し得るために、女性のエンパワーメント<sup>※5</sup>を促進していく必要があります。

また、配偶者等からの暴力(DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると同時に、DVの目撃は、子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与える児童虐待(心理的虐待)となる行為であり、被害者の多くは女性です。これには、男性の中にある女性に対する見下し意識や男女間における経済力の格差等が影響していると言われており、DVは、男女共同参画社会実現の阻害要因の一つにもなっています。男女意識調査においても、「なぐったり、蹴ったり、物をなげつけたり、突き飛ばしたりする」、「生活費を渡さなかったり、仕事に就いたりすることを禁じる」といった暴力に対し、男性は女性に比べて「許されない」と答える割合が少なく「許されない場合もある」という回答が目立ち、場合によっては暴力が容認されると考えている人が男性に多くみられます。

本市では、平成25(2013)年4月に「配偶者暴力相談支援センター」機能を整備し、警察等と連携しながら相談支援に取り組んでいます。DVに関する相談件数は全体として増加傾向にあり、関係機関の連携強化など被害者支援に向けた取組が必要です。

尼崎市におけるDV相談件数の推移

(単位：件)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
配偶者暴力支援センター	398	526	472	490	634	531
女性センター (女性の悩み相談)	272	244	297	199	239	173
尼崎市こども福祉課 (母子家庭等相談)	30	62	55	45	43	132
計	700	832	824	734	916	836

### 【今後の方向性】

- ・性別による固定的役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く残っていることから、ジェンダー<sup>※6</sup>問題の理解を深め、性的マイノリティも含め、性にかかわらず誰もが充実した職業生活、社会生活及び家庭生活を送ることができる男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進します。
- ・あらゆる場面において男女共同参画の視点を踏まえた啓発や教育の推進に努めます。
- ・男女が共に多様な生き方や働き方が選択できるよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に取り組めます。
- ・希望する女性が就労または再就労することができるよう支援するほか、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、職場での差別的な待遇といった各種ハラスメントについて、継続した啓発に取り組めます。
- ・配偶者等からの暴力(DV)における被害者支援については、児童虐待と密接に関連していることも意識しつつ、複数の支援機関の連携を密にします。

※5 「女性のエンパワーメント」：女性の政治・経済・社会的地位の向上をめざして、個々の女性が政治、経済活動や社会に参画するために必要な知識や能力を身につけていくことや、内に持つ力を発揮しうる環境を整えること。

※6 「ジェンダー」：身体づくりから判断される、いわゆる生物学的性別に対し、社会通念や慣習の中には社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を社会的性別(ジェンダー)という。

## 2 子ども（関連する計画：尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画）

### 【世界、国の動き】

子どもの人権が保障され、すべての子どもが健やかに成長していくことは、世界共通の願いです。国際社会は、昭和 54(1979)年の「国際児童年」を契機として、子どもの権利保障に向けて動き出し、平成元(1989)年には、「児童の権利に関する条約」<sup>※7</sup>（以下「条約」という。）が国連総会にて採択され、子どもの権利を尊重する具体的な基準が示されました。

この国際的な動きを受け、日本においても平成 6(1994)年に条約を批准し、発効しました。

この条約では、子どもは権利の主体であり、大きく分けて「生きる」、「育つ」、「守られる」、「参加する」の 4 つの権利を守るよう定められ、子どもにとって最も良い環境を実現することを目指しています。

その後、我が国では、平成 12(2000)年の「児童虐待の防止等に関する法律」の制定をはじめとするさまざまな法整備が行われ、平成 28(2016)年には「児童福祉法」の改正により、条約の精神に則り、子どもは権利の主体として尊重される存在であること、また、子どもの意見の尊重、子どもの最善の利益の優先が明記され、令和 2(2020)年には「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」の改正により、親権者などが子どもへ体罰を加えることを禁止するなど、子どもの権利擁護に向けた取組が進められています。

こうした取組が進む一方、我が国における若い世代の自殺は深刻な状況にあり、15～34 歳の各世代の死因の第 1 位が自殺となっています。こうした状況になっているのは、先進国では日本のみで、10 歳代の自殺の原因の第 1 位は、進路に関する悩みや学業不振などの「学校問題」となっています。

また、体罰・いじめ、不登校・ひきこもり、保護者等から受ける身体的虐待・心理的虐待・ネグレクト、貧困問題、児童売買春や性的虐待、インターネット上での児童ポルノの氾濫などさまざまな問題が発生しています。

### 【市のこれまでの取組と課題】

本市においても、条約の精神に則り、子どもの人権を尊重することを基本として、子どもの育ちを地域社会全体で支えることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、平成 21（2009）年に「尼崎市子どもの育ち支援条例」（以下「条例」という。）を制定するとともに、「尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画」を条例の推進計画と位置づけ、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところです。

しかしながら、近年、子どもを取り巻く環境は厳しい状況にあり、児童虐待、体罰、いじめなどをはじめ、さまざまな問題が顕在化しています。このため、それらの課題解決に向けた取組を進める必要があります。

### ●学校教育・家庭教育

学校教育においては、基本的人権の尊重を基盤とした人権教育の推進に取り組んでいます。

発達の段階に応じて、子どもが自らの権利意識を高め、豊かな心を育み人権意識を身に付けられるよう、人権教育に取り組むとともに、さまざまなテーマでの講演会や、地域の事業所での職業体験などを実施しています。

---

<sup>※7</sup> 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）：子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。子どもの権利を「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の 4 つに大きく分け、権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定している。

また、外国にルーツを持つ子どもについては、多文化共生支援員による支援を行うとともに、異なる歴史や文化、生活習慣などの多様性を受け入れ、相互理解の推進に向けた人権教育に取り組んでいます。

障害のある子どもについては、個別の教育支援計画を作成し、保健、医療、福祉等の関係機関が連携し、その子どもにとって適切な支援が切れ目なく受けられるようにしています。

また、子どもたちの健やかな育ちのためには、保護者・教職員は重要な役割を担っており、保護者を対象に子どもの人権が尊重される家庭教育の支援を行うほか、教職員においては、高い人権意識を備えた指導力が身に付くよう研修を実施しています。

### ●体罰・いじめ

子どもの人権が著しく侵害された重大な体罰事案やいじめ事案の発生を受け、体罰根絶に向けて、「体罰のない社会を実現するための基本方針」を定めるとともに、教職員向けの研修を実施しています。研修を通じて人権意識の醸成を図るとともに、たとえば「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得る」を前提に子どもと接することなど教職員の認識を改めることにも取り組んでいます。児童生徒向けには、道徳教育にいじめ問題を取り上げるなどの取組を進めています。また、いじめへの対応として、インターネットやSNSを通じて行われるいじめが問題となっていることにも留意し、組織的に未然防止や早期発見、迅速な事案対応ができるよう、児童生徒が相談しやすい環境整備に取り組むとともに、教職員や児童生徒を含めた学校全体での意識改革や体制づくりを進めています。

### ●不登校・ひきこもり

本市では、学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー<sup>※8</sup>の配置・派遣を通して心の教育相談事業を実施するとともに、不登校児童生徒に対する学校以外での学びの場や居場所として教育支援室「ほっとすてっぷ」を設置し、子どもの個々の状態にあわせた段階的な支援に取り組んでいます。

また、さまざまな不安から「外へ出ることがしんどい」など、ひきこもり状態にあったり、ひきこもりがちな概ね15歳から20歳までの青少年とその家族を対象にした相談支援事業を令和2(2020)年1月から開始しました。専門相談員が自宅などに訪問し、相談に応じつつ、一人ひとりの状況に応じた個別の支援計画を提案し、支援に取り組んでいます。

なお同年4月からは「いくしあ(子どもの育ち支援センター)」<sup>※9</sup>において相談支援事業の対象年齢を29歳まで拡大し、実施しています。

### ●児童虐待

児童虐待は、子どもに対する著しい権利侵害で、対応の遅れが子どもの命に関わる問題にもつながることから、支援のタイミングを逃すことがあってはなりません。近年、特に児童虐待に関する相談件数が増加する中で、いくしあを開設し、虐待の未然防止や早期発見に向けた切れ目のない支援に取り組んでいます。児童虐待は、一機関の対応のみで解決することは困難で、子どもの変化やSOSを素早くキャッチするとともに、保健、医療、福祉、教育などの関係機関との連携が必要不可欠となっています。各機関からの情報をもとに、緊急性・危険度を速やかに見極め適切なタイミングで支援を届けるためには、児童専門のケースワーカー等の人材育成を図るとともに、さらなる

※8 スクールソーシャルワーカー(SSW)：教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有し、主に学校現場で支援を必要とする子どもの背景要因を把握し、支援方針の調整などを行う専門職。

※9 いくしあ：令和元(2019)年10月1日に開設された児童福祉法第10条の2に基づいて設置された子ども家庭総合支援拠点。日々の暮らしのなかで課題や困難を抱える子どもたちと子育て家庭に寄り添い、福祉・保健・教育等が連携しながら、子どもの成長段階に応じて、切れ目なく総合的な支援を行う施設。



支援体制の整備も課題です。

### ●その他社会的支援を必要とする子ども

その他貧困家庭の子ども、障害のある子ども、外国にルーツを持つ子ども、児童養護施設など家庭以外で養育を受けている子どもなど、社会的支援を必要とする子どもに関する取組も課題です。特に貧困家庭に対しては、児童扶養手当の支給や生活保護支援のほか、本市では生活困窮世帯の子どもを対象にした学習支援教室の事業などを実施しています。また、発達障害の子どもに対しては、いくしあでの発達相談等を通じて、子ども自身とその保護者の不安や悩みに対する支援を行っています。子どもの特性に応じた配慮やサポートで個々の能力を伸ばし、それぞれの成長を促すことは、子どもの権利を保障する取組に必要な視点です。

子ども食堂については、市内の約 30 カ所で実施されています。本市では、子ども食堂に関連した活動を運営主体の創意工夫に基づく地域における子どもの居場所や交流の場と捉え、その自主性を尊重する観点から側面支援（補助金情報の提供や、衛生管理面での相談先の紹介、地域資源とのつなぎなど）を行っています。新型コロナウイルス禍においては、子ども食堂へ補助することにより、要支援児童に対して無償で昼食支援を実施しました。

### 【今後の方向性】

- ・子どもの人権擁護を目的とし、学校現場を含む行政機関からの独立性と専門性を有する、尼崎市子どものための権利擁護委員会を設置します。
- ・子どもの人権を尊重し、子どもの育ちを地域社会全体で支えるため、地域住民、施設、事業者、学校、行政それぞれが特性に応じた役割を担い、子どもの主体性や権利を尊重し、社会的な自立に向けた学びや行動を支えていきます。
- ・子ども自身が権利の主体であることを理解し、個性や一人ひとりの違いを認め尊重し合う態度や姿勢、生きる力を育み、豊かな人権感覚を養えるよう、発達段階に応じ、各教科や総合的な学習の時間等、教育活動全体を通して人権教育に取り組みます。また、子どもの様子を敏感に察することができる感性を磨き人権意識の高揚が図られるよう、教職員への研修や家庭への啓発に取り組みます。
- ・いじめ・体罰のない教育環境づくりに取り組みます。
- ・子どもの抱える課題が深刻化する前に早期発見・早期対応に努めるとともに、複合的に要因が重なった課題には、保健・医療・福祉・教育などの分野を超えた連携をいくしあが実現し、解決を図ります。
- ・児童虐待や貧困、不登校やひきこもりなど、社会的支援を必要としている子どもに関する取組を充実させ、すべての子どもが健やかに育つ環境づくりを進めます。
- ・児童虐待防止に対するさらなる支援体制の充実として、県の児童相談所の市内設置を踏まえ、市独自の児童相談所の設置について、県と協議し検討を進めます。
- ・子ども食堂については、引き続き担い手の掘り起こしも含めて民間主導の取組の側面支援に努めるとともに、これまでの本市の取組も踏まえ行政支援の在り方について研究していきます。

### 3 高齢者（関連する計画：尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）

#### 【国の動き】

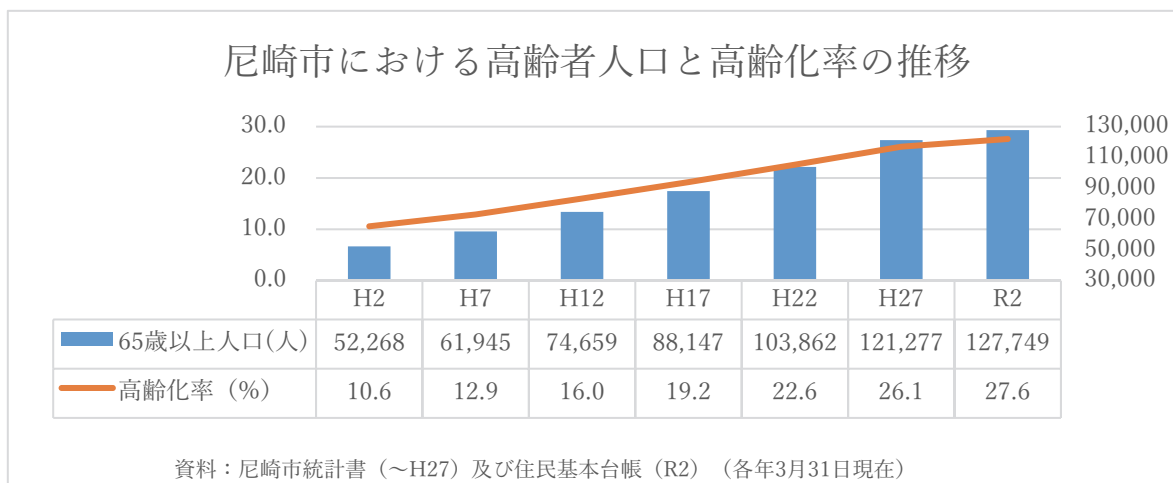
我が国の65歳以上人口は、昭和25(1950)年には総人口の5%に満たなかったものが、昭和45(1970)年には7%を超え、さらに平成3(1991)年には14%を超えました。高齢化率はその後も上昇を続け、令和2年(2020)年3月には27.6%に達しています。また、平成7(1995)年に「高齢者社会対策基本法」が制定され、その翌年に「高齢者社会対策大綱」が策定されました。さらに、平成12(2000)年の「介護保険法」の成立により、市町村がサービスを決定していた「措置方式」から利用者が自らサービスの種類や事業者を選ぶ「契約方式」となる、「介護保険制度」がスタートしています。虐待については、平成18(2006)年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、「高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要である」との認識が示されました。

今後、さらなる高齢化の進展と認知症高齢者の増加が見込まれる中で、政府全体で認知症施策をさらに強力に推進していくため、令和元(2019)年6月に「認知症施策推進大綱」がとりまとめられました。大綱では、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症への社会の理解を深め、認知症の人の尊厳を守り、認知症の有無にかかわらず同じ社会の一員としてともに生きるという「共生」がひとつの基盤であるとしています。

#### 【市のこれまでの取組と課題】

本市においては、高齢者人口が右肩上がりが増えており、高齢化率も令和2(2020)年3月には、国と同じく27.6%に達しており、今後高齢化の進行が続くものと予測されます。

こうしたことから、「老人福祉法」等に規定される「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」を策定し、「高齢者が尊厳を持ちながら、安心して多様な暮らし方を選択できる地域社会の構築」を基本理念に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するなど、高齢者の尊厳の確保と権利擁護の視点等に基づき各施策を推進しています。



高齢者虐待の防止対策については、平成21(2009)年に、「高齢者虐待マニュアル作成チーム」を立ち上げ、地域包括支援センター<sup>※10</sup>やケアマネジャーなど関係者が適切な対応を行えるよう、「高

<sup>※10</sup> 地域包括支援センター：介護保険法にて全国市町村に設置された機関。高齢者や家族からの悩みなど何う総合相談をはじめ、高齢者虐待対応などの権利擁護、介護予防ケアプランの作成、対応困難事例に関するケアマネジャーへの助言や関係者ネットワークづくりなどの支援を行う。センターには保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーの専門職が

「高齢者虐待対応マニュアル」を発行、適宜改定を積み重ね、令和元(2019)年にも最新版を発行しています。

また、高齢者虐待の早期発見・早期対応や権利擁護の相談・支援等の業務を行う総合窓口である地域包括支援センターは、日々高齢者のさまざまな相談ごとに対応しています。

なお、市が毎年実施する市の総合計画に関する市民意識調査によると、地域包括支援センターの認知度は徐々に市民に浸透しているものの、依然として4割程度の方が地域包括支援センターを知らない状況であることから、さらなる普及・啓発が課題となっています。

判断能力の低下などによる財産管理の不安や振り込め詐欺被害への不安については、尼崎市成年後見等支援センター（南北保健福祉センター）や消費生活センター等と連携し、成年後見制度の利用支援や消費生活相談に取り組んでいます。特に認知症対策については、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できる社会を目指し、認知症サポーター<sup>※11</sup>の養成を通じて認知症への正しい理解と地域全体で支え合う重要性の啓発や、認知症本人や介護する家族の不安をやわらげるため認知症個人賠償責任保険<sup>※12</sup>を導入するなどの取組を進めています。

これらの取組に加え、高齢者の地域での社会的孤立を防止するために、これまでから高齢者に対する民生児童委員の友愛訪問など、地域住民によるさまざまな見守り活動が進められています。

引き続き、高齢者が尊厳を持ちながら自立し、いきいきと安心して暮らすことができるよう、私たち一人ひとりが人権について考え、支えていく必要があります。

#### 【今後の方向性】

- ・高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターや尼崎市成年後見等支援センター、消費生活センター、さらには市内警察3署等との連携をより一層密にし、高齢者の権利擁護や虐待対応などさまざまな課題への対応力を高めるとともに、高齢者虐待対応マニュアル等を活用し、ケアマネジャー等に権利擁護の啓発や制度の周知などを進めていきます。
- ・「認知症施策推進大綱」の考え方を踏まえ、認知症の人や家族が安心して生活を継続できるよう、認知症カフェなど集い場の拡充や介護者・専門職等を支援する取組のほか、認知症本人のニーズを把握し地域全体でサポートし合う環境の整備を進めていきます。
- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう高齢者等が普段よく行く場所（スーパーや薬局、金融機関など）を「シニア情報ステーション」と位置づけ、地域で進める介護予防や交流の場を紹介するパンフレットを設置するなど情報発信手段の確保を進めるとともに、お店で働く人が高齢者等との何気ない会話で気になることがあれば、適切な支援機関につなぐことや地域住民等による見守り活動など、地域全体で支え合い、高齢者を孤立させない取組を強化していきます。

---

配置されている。尼崎市では6行政区ごとに2か所（計12か所）を、社会福祉法人などに委託して設置している。

※11 認知症サポーター：認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者で、本市等が行う認知症サポーター養成講座を受講した人のこと。本市では2万2千人を超える方が受講。認知症の方やその家族の気持ちを理解するように努めたり、仕事を通じて認知症の人やその家族と接する際に参考にするなど自分の出来る範囲で活動する役割を持つ。

※12 認知症個人賠償責任保険：認知症の人が日常生活における偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したことなどによって、ご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を保険で補償する制度。1事故につき1億円を限度に保険金が支払われる。市が保険契約者となり保険料は市が負担。申込必要。

## 4 障害のある人（関連する計画：尼崎市障害者計画・障害福祉計画）

### 【世界、国の動き】

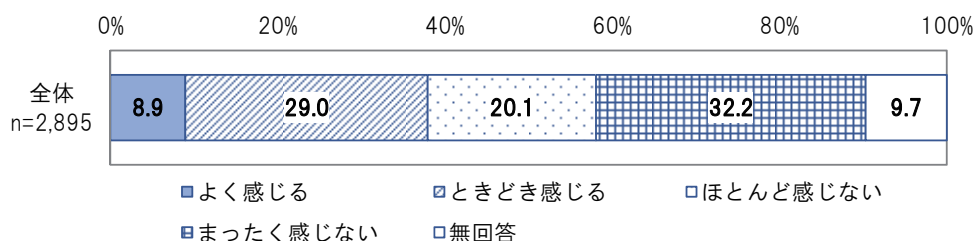
障害<sup>※13</sup>のある人の権利擁護に向けた取組は、昭和 56(1981)年の「国際障害者年」を契機として、国際的な進展が図られてきており、平成 18(2006)年には国連において「障害者権利条約」が採択されました。国内においては平成 19(2007)年に同条約に署名し、平成 23(2011)年に「障害者虐待防止法」の成立（翌年施行）と「障害者基本法」の改正（同年施行）、平成 24(2012)年に「障害者総合支援法」の成立（翌年施行）、平成 25(2013)年に「障害者差別解消法」<sup>※14</sup>の成立（平成 28(2016)年施行）と「障害者雇用促進法」の改正（平成 28(2016)年施行）を行うなど関係法の整備が進められ、平成 26(2014)年に同条約を批准しました。また、「障害者総合支援法」施行後 3 年を目途とした見直し事項の一つとして、障害のある人の意思決定支援と成年後見制度の利用促進の在り方について検討が進められる中、平成 28(2016)年には「成年後見制度利用促進法」の成立（同年施行）、平成 29(2017)年には「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」が策定されるなど、その後も、障害のある人の権利擁護に向けた取組が進められています。

### 【市のこれまでの取組と課題】

尼崎市においては、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」の趣旨等を踏まえ、「尼崎市障害者計画」と「尼崎市障害福祉計画」を策定しており、平成 27(2015)年からは毎年度、両計画の進捗管理や評価を一体的に行うことで、障害のある人の権利擁護に向けた施策やサービスを総合的かつ計画的に推進しています。その主な取組として、「障害者差別解消法」に定める「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」など法の趣旨や重要性に対する意識の醸成を図るため、平成 28(2016)年に市職員の対応要領を策定して定期的に研修を行うほか、地域の関係機関等が参画する「障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、市民への啓発方法等について協議・検討を進めています。

なお、障害のある人を対象としたアンケート調査（令和 2(2020)年 2 月実施）の結果によると、障害によって差別や偏見を感じる割合は 37.9%、障害に対する市民の理解の浸透は 19.5%となっています。前回（平成 29(2017)年 7 月実施）の調査に比べると、市民の理解の浸透はやや上がっているものの、依然として低い状況にあることから、さらなる普及・啓発が課題となっています。

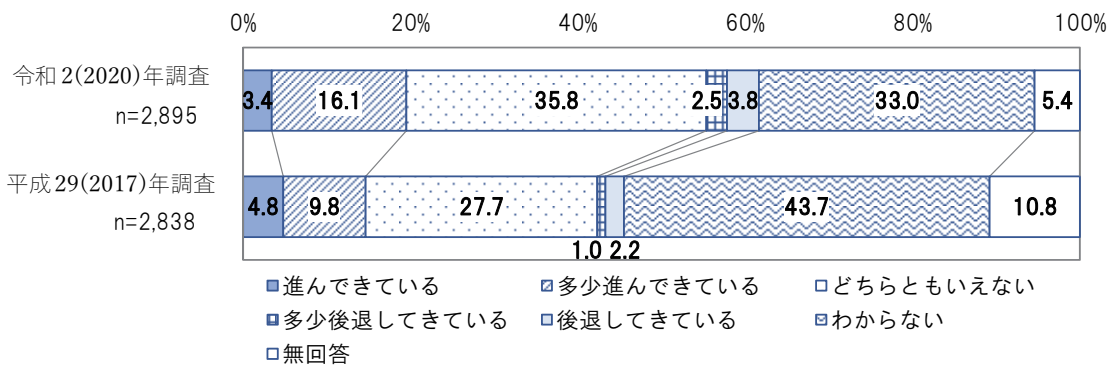
障害によって差別や偏見を感じること（令和 2(2020)年 2 月実施：尼崎市障害者計画等の改定に係るアンケート調査）



※13 「障害」の表記：「障害」という言葉の表記にさまざまな考え方がある中、本市の障害者計画においては、法令等にあわせて「障害」と表記している。これは、「障害」とは人が社会の中で生活していくことを妨げるさまざまな制約や不便（＝社会的な障壁）によって生じるもので、それらを被る人を「障害のある人」と考えているため、『社会的な障壁を解消することは、社会の責任である』という意味を込めている。

※14 障害者差別解消法：障害を理由とする差別の解消を推進していくため制定された法律で、地方自治体に対しては、①「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」の義務化、②職員への対応要領の策定、③「障害者差別解消支援地域協議会」の設置や啓発活動等の支援措置の実施等を規定している。

障害に対する市民の理解の浸透（令和2(2020)年2月実施：同アンケート調査）



また、成年後見制度の利用や障害者虐待の防止に向けては、市域の南北にある保健福祉センター内に「成年後見等支援センター」と「障害者虐待防止センター」を設置し、それぞれ、成年後見制度の相談・申立ての支援と虐待通報の受付（24時間・365日）・対応などを行っています。同アンケート調査の結果によると、成年後見制度の認知度は「知っている」が28.0%、虐待通報先の認知度は「知っている」が31.8%に留まっており、一層の周知に取り組む必要があります。

さらに、障害のある人の情報の取得やコミュニケーションへの支援を推進していくため、平成29(2017)年に「尼崎市手話言語条例」<sup>※15</sup>を制定・施行し、手話通訳者の確保や養成に向け、聴覚障害の当事者（ろう者）や手話通訳者等が参画する「手話言語条例施策推進協議会」を開催して、さまざまな施策を展開していますが、同アンケート調査の結果によると、情報の取得やコミュニケーションに支障を感じたことがある障害のある人の割合は24.5%となっており、引き続き、その他の障害特性にも配慮した支援や取組を推進していく必要があります。

### 【今後の方向性】

- ・ 障害者差別解消法や手話言語条例の周知・啓発を進めていくため、市民・事業者向けの講座や市職員向けの研修会等を継続的に実施するほか、学校向けには、障害当事者が参加する授業や教員研修の案内等を行います。また、障害のある人やその家族、地域住民等によるグループが地域で主体的に人権学習を行う場合は、その活動を支援していきます。
- ・ 「成年後見等支援センター」と「障害者虐待防止センター」において、引き続き、それぞれの支援や対応、制度の周知に取り組むとともに、地域の相談支援事業所等と一層の連携を図ることで、障害のある人の権利擁護につながる支援に取り組んでいきます。また、障害者差別に関する事例の共有や差別解消に向けた取組を進めていくため、引き続き、「障害者差別解消支援地域協議会」において、障害者団体や地域の関係機関との協議を進めていきます。
- ・ 障害特性に配慮した環境整備に向けて、引き続き、スロープの設置やオストメイト（人工肛門・人工膀胱のある人たち）対応トイレの整備、専用駐車スペースの確保など公共施設の整備や、改築等の際にバリアフリー化に取り組むほか、今後は、障害のある人の情報の取得やコミュニケーションへの支援を一層進めていくため、施策や取組の展開について、協議・検討していきます。
- ・ 障害のある人に対する理解や地域でのつながりを進めていくため、障害者団体や福祉・民間事業者、市民ボランティア等の協働のもと「市民福祉のつどい（ミーツ・ザ・福祉）」を開催するなど、地域交流や地域コミュニティの場（機会）を創出していきます。

※15 尼崎市手話言語条例：手話やろう者への理解、手話の普及等に係る基本理念を始め、市・市民・事業者の責務や施策の基本的事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、すべての市民が共生することができる地域社会の実現に寄与することを目的として、本市が制定した条例。

## 5 部落差別（同和問題）

### 【国の動き】

部落差別は歴史的社会的に形成されてきた身分差別により、日本国民の一部の人々が、経済的・社会的・文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の中でさまざまな差別を受けるなど、重大な人権問題です。昭和 40(1965)年に出された「同和对策審議会答申」<sup>※16</sup>を受け、昭和 44(1969)年の「同和对策事業特別措置法」<sup>※17</sup>の制定をはじめ、数次にわたる特別立法措置をとり、平成 14(2002)年 3 月まで総合的な対策として、同和对策事業や地域改善対策事業に取り組んできました。しかし、現在もなお部落差別が存在しているとの認識から「部落差別の解消の推進に関する法律」<sup>※18</sup>（以下「部落差別解消推進法」という。）が平成 28(2016)年 12 月に施行されました。

平成 30(2018)年度から令和元(2019)年度にかけて、部落差別解消推進法に基づき国による「地方公共団体が把握する部落差別の実態に関する調査」が実施されました。当該調査では、部落差別に関する相談等の件数について、全体としては顕著な増減の傾向は認められないもののインターネット上の差別事案の割合が増加傾向にあることや結婚・交際・雇用に関する案件も一定数存在することなどが明らかになっています。（法務省：部落差別の実態に係る調査結果報告書）

また、インターネット上の差別的な情報の拡散が問題となっていることから、プロバイダ責任制限法<sup>※19</sup>が平成 14(2002)年に施行され、平成 30(2018)年 12 月 27 日には法務省人権擁護局調査救済課長依命通知により、学術・研究などの正当な目的による場合を除き、特定の地域が同和地区であると指摘する情報を公にすることは、人権擁護上許容し得ないものであるという考え方が示されています。

### 【市のこれまでの取組と課題】

本市における同和对策は、国に先駆けて一般施策として昭和 23(1948)年から始められ、保育所や隣保館（現・地域総合センター）などを建設し、同和对策を推進していく基礎資料を作成するために昭和 39(1964)年、昭和 41(1966)年、昭和 49(1974)年に実態調査を実施し、その後も意識調査等を実施してきました。

また、昭和 45(1970)年の本市地区改善対策審議会（後の同和对策審議会）答申をはじめ、数次にわたる答申、国の関係法令に基づき、生活環境改善対策や福祉保健対策、教育対策、市民啓発など、生活のあらゆる領域にわたる同和对策を実施してきた結果、一定程度生活環境の改善や生活の向上が進みました。

<sup>※16</sup> 同和对策審議会答申：昭和 35(1960)年に総理府の附属機関として設置された同和对策審議会が、内閣総理大臣から受けた「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての諮問に対し昭和 40(1965)年に提出された答申であり、その前文には「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と明記されている。

<sup>※17</sup> 同和对策事業特別措置法：同和问题解決のために国及び地方公共団体の責務を定めた初めての法律で、昭和 44(1969)年に公布・施行された。同和地区住民に対する不当な差別と偏見を排除し、社会的・経済的地位の向上を阻む諸要因を解消することが目的。同法は 10 年の時限立法であったが 3 年間の延長ののち昭和 57(1982)年 3 月に失効。その後、「地域改善対策特別措置法」が制定され、平成 9(1997)年には「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に引き継がれ、期間延長を経て平成 14(2002)年 3 月まで最終的に延長された。

<sup>※18</sup> 部落差別解消推進法：部落差別の解消を推進するために平成 28(2016)年に公布・施行された、初めて「部落差別」の名称を冠した法律。現在でも部落差別が存在すること、部落差別が許されないものであることを明記し、情報化が進む中で部落差別が新たな状況下であることを踏まえ、国及び地方公共団体の責務や部落差別に関する相談体制の充実等を定めた恒久的な法律。

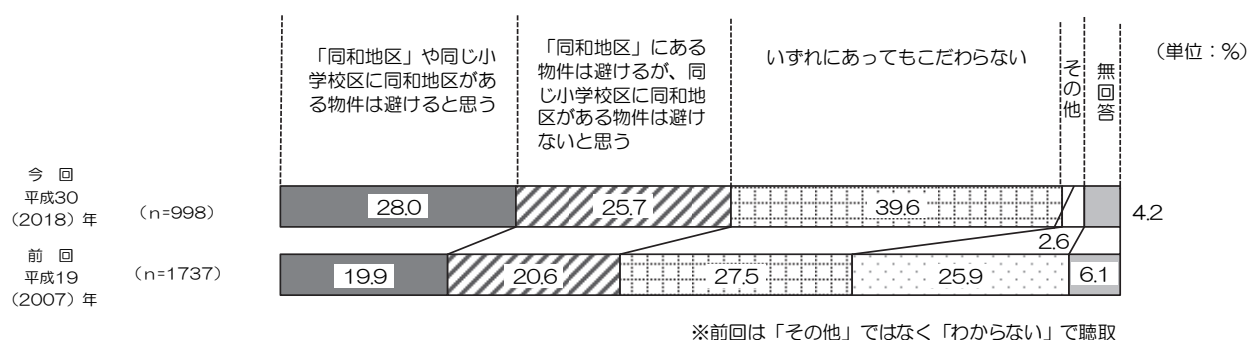
<sup>※19</sup> プロバイダ責任制限法：正式名称「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」インターネット上で人権侵害にあったときに、プロバイダが負う損害賠償責任の範囲や情報の発信者に関する情報の開示を請求する権利などについて定めた法律。

しかしながら、一部では依然として偏見や忌避意識が根強く存在し、部落差別の完全な解消には至っておらず、土地差別やインターネット、SNSの悪用などによる差別事象が後を絶ちません。

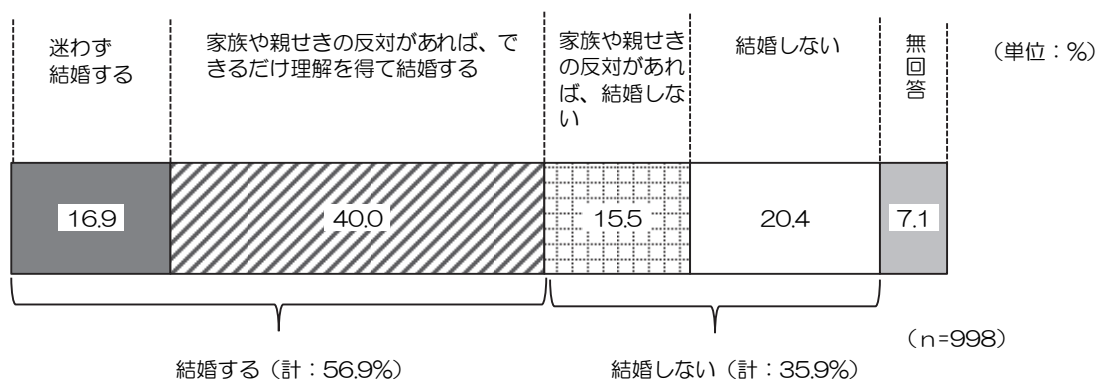
そのことを裏付けるように意識調査<sup>※20</sup>では、特に「結婚」や「インターネット上の差別的な情報の拡散」、「就職」において部落差別があると答える割合が高くなっています。

また、住宅を選ぶ際に同和地区内や同和地区を含む小学校区にある物件を避けるか、という質問については53.7%が同和地区に関連する物件を避けると回答し、結婚しようとする相手が部落出身者であった場合どうするか、という質問については35.9%が「結婚しない」（家族等の反対がある場合は結婚しない、と回答した割合を含む。）と答えています。このことから、未だ根強く差別意識が残っている現状が伺えます。

### 住宅を選ぶ際に同和地区内や同和地区を含む小学校区にある物件を避けるか（意識調査）



### 結婚しようとする相手が部落出身者であった場合どうするか（意識調査）



本市においては、平成22(2010)年から、インターネット上の差別書き込みを監視し、プロバイダ等への削除要請を行うインターネット差別書き込みモニタリング事業を実施していますが、今もなお、インターネット上で部落の所在地を掲載するなどの差別の助長・誘発に繋がる悪質な書き込みが後を絶たないことから、差別解消に向けた取組が引き続き必要です。

※20 意識調査：平成30(2018)年度に実施した人権についての市民意識調査。詳細は尼崎市ホームページに掲載

## 【今後の方向性】

- ・地域総合センターなど市が実施する人権相談において適切な支援につなげるとともに、法務局や人権擁護委員協議会など関係団体等とも連携を密にし、人権相談機能の充実を図ります。また、相談等を通じて実態把握を行います。
- ・根強く残る偏見や差別意識の背景には、同和問題に関する正しい知識がないことがあり、同和問題を正しく理解し、自分自身の問題としてとらえることが大切です。このため、「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」に基づき、学校、地域、各種団体、事業者などあらゆる場においてさまざまな年齢層に対する人権教育・啓発に取り組めます。
- ・部落差別解消推進法成立の要因の1つになったインターネット上における部落の地名の書き込みについては引き続きモニタリングを実施し削除要請を行うとともに、モニタリングによる抑止効果をさらに高めるために自治体間の連携を進めます。また、インターネット上の誤った情報に影響され、行動することがないように教育・啓発に取り組めます。
- ・部落差別解消推進法第6条に基づき国が実施する部落差別の実態に係る調査については今後も国に協力し取組を行います。
- ・同和問題の解決を著しく阻害する「えせ同和行為」<sup>※21</sup>による被害が依然として見られることから、そうした行為に応じないよう、情報の発信や啓発を行うとともに、根絶に向けた法整備についても国に求めていきます。

---

※21 えせ同和行為：同和問題を口実にして企業や官公署などに違法なことを要求する行為を指し、同和問題の解決を阻む大きな原因となる行為。(法務省：平成30(2018)年中におけるえせ同和行為実態把握のためのアンケート調査)



## 6 外国籍住民

### 【国の動き】

国は、「国際人権規約」（昭和 54(1979)年締結）や国際人権諸条約の締結国となり、人権尊重の機運が高まるなかで、社会保障制度における国籍条項の撤廃などの取組を行ってきました。

平成 28(2016)年には、ヘイトスピーチ（特定の国の出身者であることまたはその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な言動）が社会的問題となっていることから、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法<sup>※22</sup>）」が制定され、同法において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」は許されないと宣言されています。

一方で、全国的な少子高齢化が続く状況の中、平成 31(2019)年 4 月には、外国人労働者受け入れ拡大を目的とした「改正出入国管理及び難民認定法」が施行され、新たな在留資格（特定技能）が設けられたことから、今後益々外国籍住民の増加が見込まれます。

### 【市のこれまでの取組と課題】

本市においては、約 11,900 人（令和 2(2020)年 1 月現在）の外国籍住民が居住していますが、就職や職場において不利な処遇を受けたり、賃貸住宅等への入居を断られたりしています。また、民族名では生活しづらいことから日本名を使用せざるを得ないことなどの問題もあります。

国籍別では、特に韓国・朝鮮籍住民が最も多く、その数は減少を続けているものの、外国籍住民の約半数を占めており、その多くは、従来から国内に生活の本拠を有する旧植民地出身者である特別永住者<sup>※23</sup>です。

歴史的経緯に対する理解不足等から差別的言動（ヘイトスピーチ）や結婚・入居等に際しての差別が問題となっており、意識調査<sup>※24</sup>においても、結婚しようとする相手が韓国・朝鮮人であった場合、「結婚しない」と答えた割合が 35.8%となっています。また、賃貸住宅等への入居にあたり、外国籍住民が入居を断られている事実を「問題がある」と答えた割合は 30.0%となっています。そのため、今後も差別解消に向けた取組を進める必要があります。

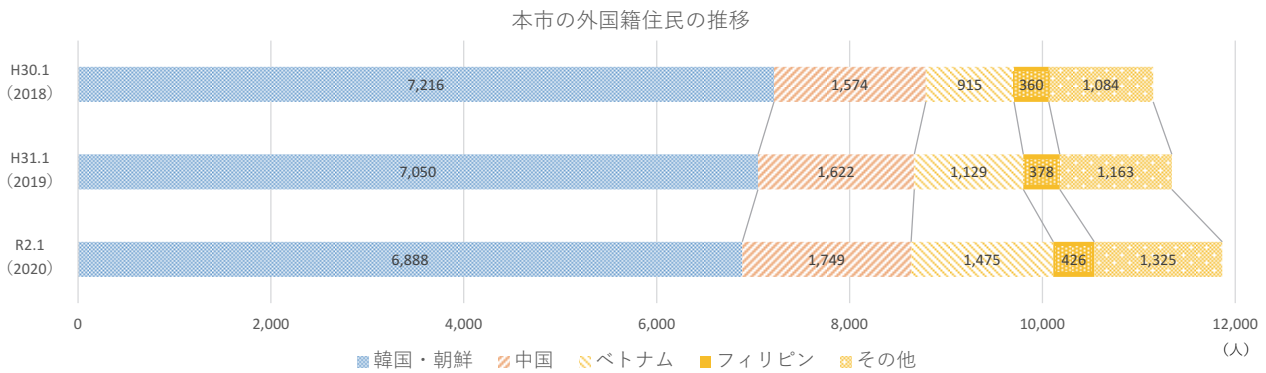
なお、本市の職員採用においては、昭和 49(1974)年度採用向けの職員採用試験から国籍条項を撤廃しており、外国籍住民についても受験可能としています。

また、近年では、新たな外国籍住民が増加しています。今後、さまざまな民族が増加することも考えられます。在留資格は、技能実習、技術・人文知識・国際業務、留学、家族滞在など多岐にわたりますが、特に、技能実習のベトナム籍住民の増加が顕著です。

<sup>※22</sup> ヘイトスピーチ解消法：本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について定め、推進することを目的に平成 28(2016)年に制定された法律

<sup>※23</sup> 特別永住者：「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱したもの等の出入国管理に関する特例法（入管特例法）」（平成 3(1991)年 11 月 1 日施行）に定められた“在留資格”を有する人。第二次世界大戦中、占領下で日本国民とされた在日朝鮮人や台湾人は、サンフランシスコ平和条約（昭和 27(1952)年）で朝鮮半島や台湾等が日本の領土でなくなったことによって日本国籍を喪失した。その在日朝鮮人や台湾人とその子孫は、現在では“特別永住許可申請”に基づき日本への永住が許可されている。

<sup>※24</sup> 意識調査：平成 30(2018)年度に実施した人権についての市民意識調査。詳細は尼崎市ホームページに掲載



改正出入国管理及び難民認定法に伴う新たな在留資格「特定技能」が設けられたことを受け、令和元(2019)年度に市内の事業者へ外国人労働者の活用に関する意識調査を実施したところ、今雇用していない事業者のうち、今後の外国人労働者の雇用について検討している企業は全体の56.4%にものぼり、今後も外国人労働者の増加が見込まれます。

そのため、外国人も含め、労働者が安心して働き、能力を活かせる労働環境づくりが必要です。

また、外国籍住民は、言語や文化・習慣の違いによって情報収集や他者との交流が少なくなり、孤立や必要な行政サービスが受けられない等の事態に陥りがちです。

本市では、令和2(2020)年に、行政窓口へ電話通訳とテレビ通訳を整備したところですが、外国籍住民が安心して暮らし働くためには、必要な情報を得やすくすることや気軽に相談できる体制整備、日本語習得への支援、地域住民とつながり交流できるようにすることが必要であり、さらなる取組が求められます。

また、外国籍住民と日本人とがともに生きる多文化共生社会の実現のためには、日常生活の中で異なる歴史や文化、生活習慣、価値観などの多様性を受け入れ、互いに尊重する気持ちを育む必要があります。

### 【今後の方向性】

- ・外国籍住民のさまざまな背景や歴史的経緯を踏まえつつ、多文化共生施策を進めます。なお、取組を進めるにあたっては、外国籍住民の母国の文化や価値が尊重されるよう留意します。
- ・外国籍住民が地域住民と交流する場づくりに取り組みます。
- ・公共施設におけるヘイトスピーチの防止に向け、その手法を検討するとともに、インターネットを悪用した差別を助長する書き込みを監視するインターネット差別書き込みモニタリング事業を引き続き実施します。また、ヘイトスピーチは許されない行為であるとの認識が広く市民に浸透するよう啓発を行っていきます。
- ・必要な情報が外国籍住民に届くよう、やさしい日本語の活用や、多言語での情報発信に努めるとともに、外国籍住民が行政へ相談しやすい環境を整備します。
- ・日本語を学びたい外国籍住民の国籍、日本語能力等が多様化しているため、日本語ボランティアのスキルアップ及びネットワークの強化を図り、日本語教室の定着と発展を目指します。また、母国の文化や言語等の教育を行う民族学校への支援にも引き続き取り組みます。
- ・外国人労働者に関しては、互いに安心して働き、能力を活かせる環境づくりの支援に取り組みます。
- ・多文化共生の必要性や意義について全庁的な周知・啓発を図るとともに、庁内及び尼崎市国際交流協会等の関係団体との連携強化を図ります。

## 7 性的マイノリティ (関連する計画：尼崎市男女共同参画計画)

### 【国や各自治体の動き】

国においては、平成 16(2004)年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす場合について戸籍上の性別記載を変更することが認められるようになりました。また平成 29(2017)年には「男女雇用機会均等法」に基づく「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針(セクハラ指針)」では、被害者の性的指向・性自認にかかわらず、性的な冗談やからかい、性的な内容の情報を流布することなどがあればセクハラに該当することが明記されています。そして令和 2(2020)年には「改正労働施策総合推進法」が施行され、あわせて「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(パワーハラ指針)」により、性的指向・性自認に関するハラスメント(**SOGI**ハラ)及び性的指向・性自認の望まぬ暴露であるいわゆるアウトティング(本人の了承なく、その人の性的指向や性自認について暴露すること)もパワー・ハラスメント<sup>※25</sup>とみなされるようになりました。

なお、アウトティングについては、パワー・ハラスメントだけでなく、個人の人格権やプライバシー権などを著しく侵害するものであり許されない行為である旨を判示した裁判例があります。

国内の自治体では、平成 27(2015)年 10 月に渋谷区が、同性間においてパートナー関係であることを証明するパートナーシップ証明の交付制度を導入して以降、兵庫県内では平成 28(2016)年 6 月に宝塚市、令和元(2019)年 10 月に三田市が制度を導入するなど、性的マイノリティ(**LGBT**)施策が全国的に推進されています。

### 【市のこれまでの動きと課題】

意識調査<sup>※26</sup>では、性的マイノリティの人権に関して、「周囲の偏見を恐れ、誰にも相談できないこと」や「学校や職場でいじめや嫌がらせを受けること」が、特に問題があると答える割合が高くなっています。

本市においては、性的マイノリティへの理解を深めるための啓発や公文書における性別記載欄の見直しに取り組み、令和 2(2020)年 1 月には、一方または双方が性的マイノリティである二人が互いをパートナーとして宣誓するパートナーシップ宣誓制度<sup>※27</sup>を導入しました。

※25 **パワー・ハラスメント**：職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。略してパワーハラ。

※26 **意識調査**：平成 30(2018)年度に実施した人権についての市民意識調査。詳細は尼崎市ホームページに掲載

※27 **パートナーシップ宣誓制度**：互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方または双方が性的マイノリティである二人に対して、パートナーシップの宣誓書受領証の交付を市が行うもの。

※パートナーシップの宣誓者等に適用できるサービスの例

- ・公的サービス：市営住宅入居者の資格要件の適用。
- ・民間サービス：携帯電話の家族割サービスや飛行機の家族間共有のマイルの適用など。

## 「LGBT」とは

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとった言葉で、性的マイノリティを表す言葉の一つとして使われています。

<b>L</b> (レズビアン)	<b>女性を好きになる女性</b>
<b>G</b> (ゲイ)	<b>男性を好きになる男性</b>
<b>B</b> (バイセクシュアル)	<b>男女どちらとも好きになる人</b>
<b>T</b> (トランスジェンダー)	<b>出生時に割り当てられた性とは違う性を生きる人、生きようとする人</b>

※性的マイノリティはLGBTだけではなく、LGBTXやLGBTQと表現する場合があります。

※平成30(2018)年に電通ダイバーシティラボが実施した調査によると、性的マイノリティは人口の8.9%、11人に1人という結果が出ています。

## 「SOGI」とは

ソジまたはソギという。

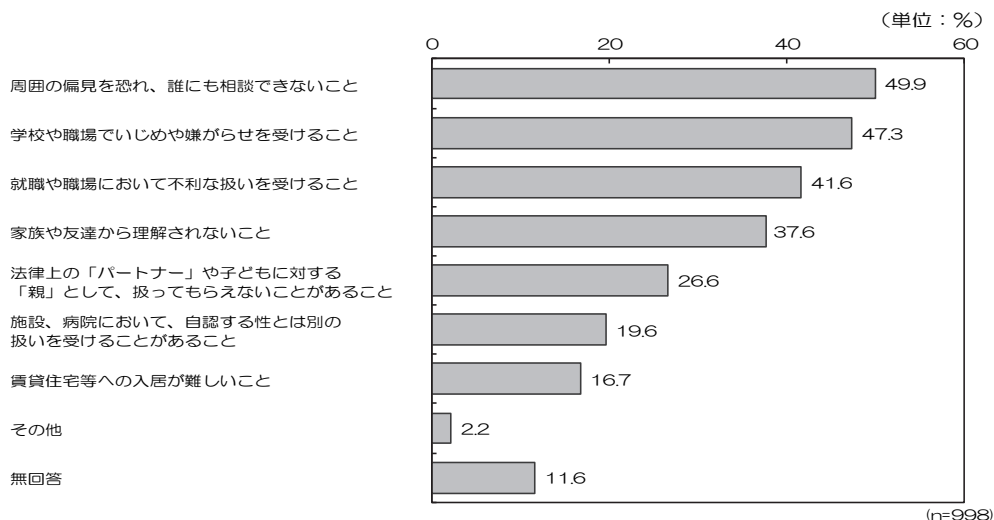
人にはそれぞれの性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)があり、LGBTを含む性の多様性を表す考え方として、それぞれの頭文字を取ったSOGIという概念が広がっています。

<b>性的指向 (Sexual Orientation)</b>	<b>どのような性別の人を好きになるか。</b>
<b>性自認 (Gender Identity)</b>	<b>自分の性をどのように認識しているか。</b>

また、性的マイノリティの中には子どもの頃から自分の性的指向が周囲と異なることで不安になったり、身体の性に違和感を持ったり、家庭や学校生活の中でさまざまな悩みや生きづらさを感じたりすることも少なくないことから、子どもの自己肯定感が損なわれることのないよう、子どもはもちろん、保護者への支援や啓発、教員等の研修に取り組む必要があります。

### 性的マイノリティの人権についての問題意識（意識調査）

【質問】性的マイノリティ（少数者）の人権に関して、特に問題があると思われるのは。（複数回答可）



### 【今後の方向性】

- ・学校や社会生活における性的マイノリティの孤立を防ぐには、当事者だけでなく家族等近しい人の理解も必要です。そのため、当事者及び家族等近しい人が、気軽に相談できたり正しい情報が得られたりするための施策を推進します。
- ・あらゆる場面において性的マイノリティへの理解を促進するための教育・啓発を行うとともに、アライ（理解し、支援する人）を増やすための施策を推進します。
- ・性的マイノリティの中には外出先でトイレを利用する際に周囲の視線が気になるなど困難を感じる場合があるため、性別に関係なく安心して利用できるトイレの整備（表示）に努めます。
- ・性の多様性を尊重する機運の醸成を図るため、市職員一人ひとりが、性的マイノリティへの理解と関心をさらに深められるよう職員研修を実施します。

## 8 さまざまな人権問題

これまで挙げた人権問題のほかに、以下に記載するさまざまな人権問題があります。

また、これら以外の問題や今後社会経済情勢の変化などから新たに生じる人権問題についても、その課題を認識し、状況に応じた取組を進めます。

### (1) HIV感染者など

エイズなどの感染症に対する誤った知識・認識、偏見から生じている人権問題があります。

エイズは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染により免疫力が低下し発症しますが、感染経路が限られているので、正しい知識とそれに基づく個々の行動により、多くの場合、HIVの感染を予防することができます。また、HIV感染症は慢性感染症であり、近年の医学の進歩により、早期治療を開始したHIV感染者は健常者と同等の生活を送ることができ、また、さまざまな支援体制も整備されつつあります。

本市では、HIV等の性感染症などの感染症に関する講演会の開催等の啓発活動に取り組んでおり、今後も引き続き、啓発に努めます。

### (2) ハンセン病患者など

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる病気ですが、感染力が弱く発症は極めてまれで、容易に治癒する病気です。しかし、ハンセン病患者に対しては平成8(1996)年に「らい予防法」が廃止されるまで、法律によって施設入所を強制する国の隔離政策が採られ、感染者や回復者、家族は病気を忌避する偏見と差別意識の中で厳しい人権侵害を受けてきました。また、長期間の施設入所や高齢化のため社会復帰が困難な状況にあります。

そのため、その解決の促進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体の責務等を定めた「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が平成21(2009)年に施行され、令和元(2019)年11月には「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行されました。

ハンセン病に対する正しい知識の周知及び患者、元患者、患者家族などに対する偏見や差別意識の解消に向けた啓発に取り組みます。

### (3) 新型コロナウイルス感染症など

令和2(2020)年においては、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により多くの人々の命と暮らしが脅かされています。感染拡大防止のために、外出自粛要請や休業要請、学校の休校などの措置がとられていますが、こうした対策により、DV被害者や、虐待を受けている子どもなど家にいること自体がマイナスになる人たちもいます。また、収入の減少や失業等による貧困、高齢者の孤立、外国人や障害者も含め情報弱者に情報が行き届かないなど、さまざまな人権問題が顕在化しています。

さらに、未知のウイルスに対する恐れや感染の不安から感染者のプライバシーや不確かな情報をインターネット上で拡散して攻撃したり、感染の可能性が低い人などについても過度に排除しようとする言動が見られています。また、医療従事者等への誹謗中傷などの人権侵害もおきています。

感染症の撲滅は難しく、また新たな感染症の発生、流行の可能性も否定できないことから、誰もが罹患する可能性があります。

そのため、市民が正しい知識や正確な情報によって感染症に基づく病気を「正しく恐れる」ことができ、人権侵害や差別をしないよう、正しい情報の周知や啓発に取り組みます。

#### (4) 刑を終えて出所した人など

---

刑を終えて出所した人に対しては、就職や住居の確保が困難になったり、悪意のある噂や地域社会からの拒否的な感情など、社会復帰をめざす人たちにとって厳しい状況にあります。

また、本人だけでなく、その家族や親族も地域社会や職場などで差別的な扱いを受けることがあります。

刑を終えた人が、社会復帰を実現し社会の一員として円滑な生活を営めるようにするためには、本人の強い更生意欲と合わせて、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。

本市では、保護司、更生保護女性会、協力雇用主等の更生保護ボランティアと呼ばれる人たちの更生保護活動を支援するとともに、更生保護ボランティア、企業、学校等の協力のもと、社会を明るくする運動<sup>※28</sup>に取り組んでいます。今後も引き続き、市民の更生保護にかかる意識向上に努めます。

南部・北部保健福祉センターにおいては、就職が困難な場合には、就労支援を行うとともに、住居確保が困難な場合には社会福祉協議会による貸付や生活保護を案内しています。また、障害のある人、高齢者などの社会的支援を必要とする人については、再犯防止と地域生活への定着支援に向けて、個々の希望や状況に応じた福祉施策につなげています。今後も引き続き、社会復帰の支援に努めます。

#### (5) 犯罪被害者など

---

犯罪被害者やその家族は、事件による生命や財産を奪われるなどの被害に加え、被害に遭ったことによる精神的な苦痛や身体の不調、捜査や裁判の過程での精神的・時間的な負担、あるいは周囲の人達のうわさや中傷、マスメディアの報道等によるプライバシーの侵害等の被害後に生じる二次的被害といわれる問題にも苦しめられる場合があります。

そのため、平成 17(2005)年には「犯罪被害者等基本法」が施行されるなど、関連法の整備が進められ、犯罪被害者やその家族の人権に対する配慮と保護が図られるようになってきました。

本市では、平成 27(2015)年に「犯罪被害者等支援条例」を制定し、見舞金の支給などの支援を行っています。今後も引き続き、犯罪被害者等に対する早期の支援を行うとともに、犯罪被害者等の置かれている状況についても市民の理解が得られるよう周知に努めます。

#### (6) アイヌの人々

---

アイヌの人々は、アイヌ語などをはじめとする独自の文化や伝統を有していますが、近代以降の同化政策等により、固有の文化を否定され、差別を受けてきました。

平成 9(1997)年には北海道旧土人保護法が廃止され、アイヌ文化振興法が制定されました。その後「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の採択を契機にこれまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に向けた取組が行われています。令和元(2019)年にはアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現するため「アイヌの人々

---

<sup>※28</sup> 社会を明るくする運動…法務省が主唱する、すべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な啓発運動

の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」が制定・施行されました。

アイヌの人々が置かれている現状や先住民族としての歴史、文化、伝統に関する市民理解の促進に努めます。

## (7) ホームレス

---

失業や倒産、病気やケガなどが原因でホームレスとなった人々の中には、偏見や差別の対象になる人が少なくありません。

こうした中、平成 14(2002)年には「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」が施行され、平成 15(2003)年には「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」が策定され、数回の見直しが行なわれた後、平成 29(2017)年に法の期限が延長されたことにより、平成 30 (2018) 年に改めて策定されています。

ホームレスの自立を図るには、ホームレス及び近隣住民双方の人権に配慮しつつ、ホームレスに対する偏見や差別の解消に向けた地域社会の理解と協力が必要です。本市においては、市内に居住するホームレスの人数を毎年調査していますが、ホームレス問題は経済・雇用情勢の悪化に伴う倒産・失業といった社会、経済的な要因に加え、病気・障害・少子高齢化・核家族化などのさまざまな要因が複雑に関係しており、市だけでは解決が困難であることから、国や県の支援施策等を踏まえ、支援方針を定めていきます。

## (8) 北朝鮮当局によって拉致された被害者

---

1970 年代から 80 年代にかけて、北朝鮮当局による日本人拉致が多発しました。

北朝鮮当局による拉致は、国民の生命と安全に関わる重大な人権侵害です。その解決に向けて、平成 18(2006)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されるとともに、国は毎年 12 月 10 日から 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としました。

拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であることから、その関心と認識が深まるよう、国、県などとも連携し啓発に取り組みます。

啓発等に当たっては在日韓国・朝鮮籍住民など朝鮮半島にルーツを持つ人たちへの差別を生まない対応が必要です。

## (9) 見た目問題

---

「見た目問題」については、現在、法律等での定義はありませんが、顔や身体に、先天的または病気やケガなどの後天的な理由で見た目（外見）に特徴的な症状（アザ、傷痕、変形、麻痺、脱毛など）がある人たちが、「見た目」を理由とする差別や偏見に直面する問題です。

「見た目に問題がある」ということではなく、「見た目を理由とする差別や偏見などによって生じる問題」のことで、

こうした「見た目問題」についても啓発に取り組みます。

## 9 すべてに共通する人権問題（インターネットを悪用した人権侵害）

### 【国の動きなど】

インターネットについては、誰でも膨大な量の情報を簡単に利用でき、手軽に情報を受信・発信できる一方で、他人への誹謗中傷や個人情報の無断投稿、同和地区にかかる人名・地名を書き込むなど差別を助長・誘発する人権侵害が多く発生しています。

こうした人権侵害が起こる理由には、次のようなインターネットの特徴的な問題点があります。

**【再現性】** インターネット上の書き込みやコンテンツは、元のサイトが削除されても、データさえ残っていれば、同じ内容のサイトは、極めて簡便かつ安価に復活できます。

**【巡回性】** 投稿が削除されても、別のところで再投稿されたり、ウェブサイトが削除されても、規制の緩い国や運営会社の下で、同じ内容のサイトが再び開設されてしまいます。

**【匿名性】** 仮名のアカウントから発信が可能であり発信者を特定しにくいことから、「見つからないから何を言ってもよい」という心理が働きます。

**【一国の法律で対応が難しいこと】** インターネット上では、国境を越えて情報が拡散するため、国を超えた司法協力が必要となります。

国では、「プロバイダ責任制限法」、「個人情報保護法」などの法整備による有害情報の防止のための取組が行われています。インターネット上で人権侵害を受けた場合には「プロバイダ責任制限法」に基づき、発信者情報の開示を請求できますが、実際の開示には裁判手続などの多大な労力が必要であり、SNS<sup>※29</sup> 上での誹謗中傷等により自死に追い込まれる事件などが発生している状況を踏まえ、国は請求手続の簡略化などを検討しています。

### 【市のこれまでの取組と課題】

本市においては、平成 15(2003)年に職員間におけるインターネットによる差別書き込み事件が発生しました。この事件は、人権啓発の推進者であるべき市職員が特定の個人を攻撃するためにインターネットの特性を悪用し事実無根のあらゆる誹謗中傷を繰り返した人権侵害であり、同和地区に対する差別感情や偏見を利用した点で非常に悪質な部落差別事象です。当該事案を教訓にして、平成 22(2010)年度からインターネット上の悪質な差別書き込みを監視する「インターネット差別書き込みモニタリング事業」を開始し、サイト管理者<sup>※30</sup> への削除依頼を行うとともに、同事業を活用した職員向けの人権研修を実施しています。

※29 SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。個人間の情報交流は、内容が第 3 者にチェックされず、誤った情報が流布されやすい。

※30 サイト管理者：サイトは本来「場所」の意味で、インターネット上で情報やデータのある場所を管理している者。



「インターネット差別書き込みモニタリング事業」における削除実績

平成29(2017)～令和元(2019)年度 種類別 削除依頼状況

(公社) 尼崎人権啓発協会提供 (単位: 件)

種類	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	削除依頼	削除	削除依頼	削除	削除依頼	削除
部落地名	117	96	114	101	125	73
部落地名 (You tube)					9	9
ヘイト関係					2	2
L G B T					1	1
小計	117	96	114	101	137	85

神戸地方法務局尼崎支局への情報提供と削除依頼

平成30(2018)年9月25日 尼崎市モニタリング事業の情報提供と、鳥取ループ「部落探訪」に市内の部落が掲載されたため削除依頼

令和元(2019)年9月26日 尼崎市モニタリング事業の情報提供と、鳥取ループ「同和地区wiki」「部落探訪」等の削除依頼

【今後の方向性】

- ・情報化社会においては、インターネットやSNSの問題点として、誤った情報や偏った情報が存在すること、誰もが容易に加害者にも被害者にもなり得ることなどを理解することが必要です。そのため、情報の収集や発信における個人の責任やプライバシーに関する正しい理解とメディアリテラシー<sup>※31</sup>を身に付けられるよう、教育・啓発を推進します。
- ・子どもについては、インターネットやSNSを通じて行われるいじめ等も問題となっています。学校教育においては、情報を正しく安全に利用できるための情報モラルについての理解を深める教育の充実を図ります。
- ・インターネット差別書き込みモニタリング事業を継続し、悪質な人権侵害事案に対しては、表現の自由に配慮しつつ法務局等の関係機関と連携を図りながら、プロバイダ等への削除要請などの対応を引き続き行うとともに、プロバイダ等の協力が得られるよう、より実効性のある対策を国に求めています。

※31 メディアリテラシー：マスメディアやSNSが報じる情報は、社会的に「現実」「真実」と受け止められる傾向にあるが、実際には完全な客観報道はあり得ず、そこには何らかの意図や価値観が込められており、こうしたマスメディアやSNSが伝える情報を主体的に判断して活用する能力のこと。

# 第3章 計画の推進に向けて

## 1 計画の推進体制

- ・ 本計画を総合的かつ計画的に推進していくために、市長を座長とする「尼崎市人権文化いきづくまちづくり推進会議」において、市の施策が人権文化いきづくまちづくりに向かって実施されるよう、連携・調整を図ります。
- ・ 計画に基づく人権施策の実施に際しては、「公益社団法人尼崎人権啓発協会」をはじめ、「神戸地方法務局尼崎支局」「尼崎市人権・同和教育研究協議会」、地域の各種団体からなる「地区人権啓発推進委員会」などの関係機関・団体と連携や協力を図りながら推進していきます。
- ・ また、人権を守り人権行政を推進する役割と責務を担う市職員等が、人権尊重の意識を持って人権施策の推進を行っていくため、人権問題について学び、日常の仕事を通じてその学びを実践できるよう職員研修の充実を図ります。

## 2 進捗状況の点検

- ・ 本計画の進捗状況については、第1章の人権施策の展開方向に沿ってどのような取組が行われ、どのような効果があったのか、またどのような課題があるのかを毎年度調査し、尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会において点検するとともに、結果を公表します。

## 3 実態把握と市民意識調査

- ・ 本計画に基づく諸施策を適切に推進していくためには、それぞれの人権問題について、その実態を把握することが重要です。それぞれの実態把握にあたっては、各種関係団体と協議しながら進めていきます。
- ・ また、アンケート調査等により、市民意識や人権を取り巻く状況把握に努めます。市民意識調査については5年毎に実施します。